



演説

憲政ニ於ケル輿論ノ勢力



侯爵 故大隈重信閣下

(一)

諸君、唯今より大隈伯の御演説があります。其御演題は「憲政に於ける輿論の勢力と云ふのであります。(拍手)」

帝國議會は解散されました。今將に旬日の後に選挙が行はれて、今全國は選挙の競争が

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

盛んに起つてをる時であります。此時にあつて、憲政に於ける輿論の勢力を論ずるのは、最も必要なりと信じます。憲政其ものは、頗る複雑の政治にして、人文の發達によつて起つた事は、諸君の御承知の事であります。人文の發達に伴へば、自ら輿論が此處へ成立つのである。此輿論其ものが盛んにならなければ、憲政其ものが充分に運用されぬと信じます。已に此選舉に於て、帝國議會開けて以來二十有五年、選舉を繰り返す事十回以上に經驗を積んだに拘らず、未だ選舉の狀態が、遺憾ながら不完全なりと云ふ事を思ひまして、甚だ憂慮に堪へぬ次第であります。斯の如き國家の重大なる選舉に於て盛んに輿論の起る事を望むに拘らず、未だ公平なる輿論が、凡て選舉を動かす如き勢力が未だ顯はれぬのを遺憾と致すのであります。凡そ物の善惡、邪正順逆は、實質的に道徳的に發達するものである。國民が善政を望まんとすればだ、是れに對する自ら輿論が起らなくては成らぬと思ひますのである。

(二)

輿論の勢力を、歴史的に聊か茲へ述ぶる必要を感じます。獨裁政治の時代に於ても輿論の勢力は大なるものである。王政維新は何に依つて起つたか七百年の武斷政治を廢する全く輿論の勢力である。四百年の封建政治を廢して郡縣制を起し、四民平等の狀態に變化したのは、是亦大なる輿論の勢力である。而して法律の編纂、地方の自治、遂に憲法が發布さるゝに至つたのも是又輿論の勢力に過ぎぬ譯であります。斯の如き輿論の勢力は大なるものであつてだ、殊に憲政の下に全くこの憲政の運用發達は、輿論に支配さるゝものであると云ふ事は、信じて疑はぬのである。輿論は凡て智識ある階級によつて導かるゝものである。茲に於て政治家は、國民の指導者となつて國民を導く、輿論を導く、或る場合には輿論を制すると云ふ力が無くてはならぬのである。然るに憲政の下に、

政黨の人は輿論を指導する可きの働きが起つたか、近年未だ斯くの如き政治家を見ないものである。然るに此度の解散に依て、初めて憲法實施以來、解散の理由を明かにして、反對黨の論ずる所と政府の論ずる所を對照して、聰明なる國民の前に訴へたと云ふ事は此度が始めてある。是に於て翕然として輿論は今起りつゝあると信じますのである。是は憲政の發達の爲に甚だ悦ぶべき事であると思ひますのである。

(二)

演説 憲政ニ於ケル輿論ノ勢力



侯爵 故大隈重信閣下

(三)

憲法によつて與へられた所の、國民の權利と義務は重大なるものである。憲法其者は國家を組立つる所の根本組織、其根本組織によつて國民に與へられた所の臣民權、言ひ換へれば國民の義務は頗る重大なるものである。而して其最も大切なるものは、選舉であるのである。全體國民が、今、税が高い、或ひは政府は非常の惡政を行ふと云ふ怨嗟の聲を放つ

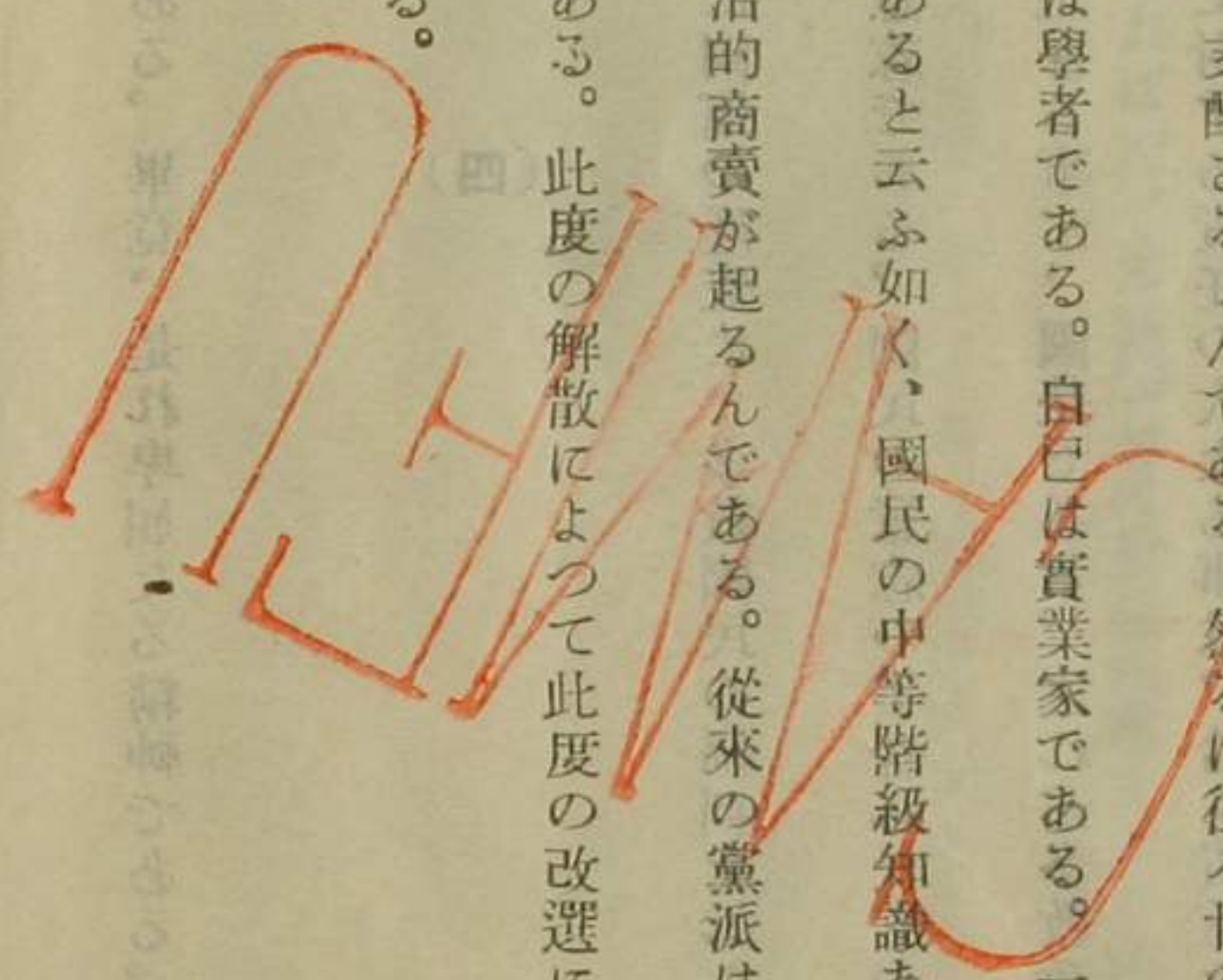
のは、卑屈なる専制時代の國民の聲であります。憲法の下には、税を取るのも、或ひは金を使ふのも、國民の權利義務を規定する所の凡ての法律も帝國議會の協賛なくして行はるゝものではないのである。然らば税も國民が承知したものである。法律も協賛を與へたものである。而して行政其者は、帝國議會は充分に監督權を持つてをるのである。若し法律其ものが不完全であればだ、帝國議會は發議の權を以て法律を改正する事も、或は廢する事も、或は新たに法律を拵へることも、隨意に出来るのである。斯くの如き大なる權利を國民に授けられたものであるのである。然らば之れを平易に説き明せば、陛下は、明治大帝は、國民に大切なる鍵を御渡しになつたと云つて宜しいのである。而して貴重なる國家を左右する、法律を左右する鍵をだ、卑劣なる、野卑なる、陰險なる輩に渡してだ、而して禍を受けて、而して禍に苦しんで種々の不平を唱へるとは何事ぞ、恰も之れは自ら過て

る其報いであるのである。畢竟、是れ卑屈なる精神である。何故に、此權利を重んぜん。

(四)

國家の目的は、常に國運の隆盛に、多數國民の福利を撻らす事に勉めて居るのである。國家の意志は國民の意志である。國民の意志の集合したものが、國家の意志であるのである。國民の是なりと定むる事が、國是である。之れが多數政治の原則である。然らば國民の國家に對し、憲法に對する責任の大なる事は、恰も貴重なる「陛下の賜はつた所の鍵を大切に之を保つと云ふ事が必要である。是に於て投票の、一票も自由の精神が之に宿らなくてはならぬのである。個人の獨立即時個人の自由と云ふものが集合して、遂に自治となる。帝國憲法は、國家の自治である。國民が集合して而して國民的勢力が議會に集中さる

ゑんである。國家的勢力は、何によつて導かるゝかと云ふと、即ち輿論である。此輿論の勢力が、議會に集中されて、始めて帝國議會の威嚴、帝國議會の信用が茲に成立つんであるのである。斯の如き憲政は、輿論によつて導かるゝものである。而して輿論其ものは、知識ある階級によつて支配さるゝんである。然るに往々世の俗人は過つてだ、政治は俗なるものである。自己は學者である。自己は實業家である。一は宗教家である。一は何等職業を持つて居るのであると云ふ如く、國民の中等階級知識ある階級が政治から退けば、到頭劣悪なる一種の政治的商賣が起るんである。從來の黨派は、往々其弊に今陥りつゝあるのを遺憾とするんである。此度の解散によつて此度の改選によつて、國民は稍々自覺を始めた事を喜ぶんである。



演説 憲政ニ於ケル輿論ノ勢力



侯爵 故大隈重信閣下

(五)

社會學上より觀察致しますると、社會の統制力の最も大なるものは法制禁令、法制禁令は社會の表面に現れたる、行爲を支配するものである。其の精神界に働く所の統制力は、宗教に於て、或は學者の議論に於て、殊に著しく統制力の盛んなるものは、新聞に於て現はるゝんである。斯くの如き統制力がだ、政治上にも、社會上にも、風俗の上にも、大な

る力を持つと信じますのである。精神が麻痺するとだ、悪を惡とせず、遂に廉恥の風が段々衰へると云ふ事を惧るゝのである。是に於て官吏も過が多いのである。議會も過が多いのである。社會も亦過つのである。之れは社會の統制力の薄弱なる證據である。吾輩の内閣組織以來、昨年五月に發表した所の政綱の一つに、先づ人を治めんとする者は、自ら始めなくてはならぬ。是に於て、官吏の嚴肅なる規律を論じたのである。是に於て廉恥の風と云ふ文字を表はしたのである。廉恥の風が社會を統制するに、非常な大なる威嚴を持つたのである。此威嚴がなくなれば、此道德の制裁がなくなるのである。法律はだ、三百代言的に行けはだ、どうかすると法律は免るゝ事も出来るか知れん。然し乍ら、社會の制裁は之を許さぬのである。社會の制裁が之を許せば、民免れて恥なしと云ふ有様に落ち行きせざる。社會は墮落する。社會が墮落すれば、政治も凡て國家の進運は茲で止まるのである。甚だ恐るべき危機に臨んで居るのである。然るに此忠良なる、啓發なる國民はだ、

議會の大權に遭遇して、國民の愛國心が勃興して、而して靜かに顧みて、現在の政治の狀態を満足しないと云ふ状態は起つたのである。其時に、此選舉が現れたのである。

(六)

今、世界の強大なる獨逸と、英國、佛蘭西、露西亞と聯合して、今方に戦ひつゝあるのである。帝國の地位は世界に大なる今變化を爲しつゝあるのである。帝國の地位は疑ひなく、世界の最も進んだ文明國と共同の地位に達せんとしつゝ在るのである。斯の如き時に於て、些々たる國內の外交、財政、或は國防其他の政治上に於て、黨派的觀察を以て争ふとは何事ぞ。斯の如き者に向つては自ら輿論の大なる勢力は之を破ると云ふ必要に逼つて居るのである。又凡て今日までの黨派の弊はだ、如何に強辯せんとしても、覆ふ

可からざる弊は到る處に存在して居るのである。是が此選挙に臨んで國民の覺醒を促す所以である。茲に於て輿論の大なる勢力が、茲へ現はるゝことを望むのである。國民が自覺して自己の貴重なる國家に對する義務を、充分に自覺すれば、此選挙の効は、實に大なりと信じますのである。此の如き日本は過渡期に立つてをるのである。日本帝國の地位は、此一步を誤れば、國の運命、國の安危榮辱のかゝる、大切なる時機であると云ふ事は、國民も大に自覺したと私は信ずるのである。是に於てだ、愈々此輿論の勢力の大なる事を私は認むるのであります。此輿論の勢力がだ、帝國の將來の運命を支配すると思ひますのである。